



令和6年分確定申告特集



確定申告等
作成コーナー

「令和6年分確定申告特集」を確認してください。

詳しくは国税庁ホームページの「令和6年分確定申告特集」を確認してください。

問い合わせ

廿日市税務署

☎0829・32・1217（代表）

確定申告は、自宅からスマートフォンやパソコン、マイナンバーカードを利用して、「確定申告書等作成コーナー」で申告書などを作成し、e-Taxで送信できます。

「確定申告書等作成コーナー」は、金額などを入力するだけで、自動計算により申告書が完成します。また、マイナンバーカードを利用してマイナポータル経由で、各種控除証明書などのデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力することもできます。

多くの方が来場する確定申告会場に出向くことなく、手続きを行うことができますので、ぜひ利用を検討してください。

廿日市税務署からのお知らせ

スマホやパソコンで申告を

令和7年1月1日現在で市内在住の方を対象に、申告を受け付けます。ただし、内容によっては、市の会場ではできない申告があります。その場合は、税務署で申告してください。

【例】青色申告、住宅借入金等特別控除の初めての申告、分離課税（土地・建物の売却、株の売買など）所得の申告など

始まります

確定申告・市県民税申告

2月17日^①▶3月17日^②

—1日当たりの入場制限があります—

問い合わせ

市民税務課

☎59-2128

○確定申告・市県民税申告 必要書類チェックリスト○（※市の会場で申告する場合）

市の会場で確定申告・市県民税申告をする場合は、次の書類を用意してください。

□申告する方の本人確認書類	
①1点で確認ができる書類(顔写真付きの官公署発行書類)	
・運転免許証 ・マイナンバーカード ・旅券 ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 など	
②2点で確認ができる書類(顔写真無しの官公署発行書類)	
・国民健康保険証 ・健康保険証 ・介護保険証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・年金手帳 など	
□申告する方の個人番号(マイナンバー)確認書類 ※マイナンバーカード、マイナンバー通知カード など	
□申告者名義の通帳またはキャッシュカード ※所得税の還付を受ける場合は必要です。 (マイナンバーに公金受取口座を登録済み、および前年、市で申告を受け付け、口座を登録をした場合は省略可)	

確認事項	主な必要書類など	
○収入に関する書類○	※該当する場合は必ず持参	
□給与収入がある	□給与の源泉徴収票	※勤務先が複数ある場合は全て必要です。
□年金収入がある	□公的年金の源泉徴収票 □企業年金の源泉徴収票	※公的年金改定通知書ではありません。 ※年金が複数ある場合は全て必要です。
□個人年金がある □満期保険金を受領した	□保険会社などから送られてきた個人年金・満期保険金の支払証明書 ※必要経費など記載があるもの	
□配分金・報酬・報償・委託料がある	□支払調書(シルバー人材センター配分金、謝礼金、各種報酬 など)	
□個人事業主である □不動産賃貸収入がある □農業の収入がある	□収支の内訳が分かるもの ※領収書などの添付、提示のみでは受け付けできません。収支内訳書など、収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し科目ごとに計算したものを準備してください。	
□配当収入がある	□配当などの支払通知書 など	
○控除に関する書類○	※該当する場合は必ず持参	
□社会保険料を支払った	□納付確認書・領収書 (国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、健康保険の任意継続 など) □国民年金・国民年金基金の支払証明書	□年末調整で控除を受けている場合は不要
□生命保険料を支払った	□生命保険料控除証明書(一般・介護・年金)	
□地震保険料を支払った	□地震保険料控除証明書(または旧長期損害保険料の控除証明書)	
□住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合	□住宅借入金等特別控除計算明細書 □年末残高等証明書 ※住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合は税務署で申告してください。	
□医療費控除の適用を受ける場合	□医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書 ※領収書・医療費通知の添付、提示のみでは受け付けできません。「医療を受けた人」「かかった病院・薬局」ごとに明細書に記入してください。	
□寄附金控除を適用する場合	□寄附金(ふるさと納税を含む)の領収書・証明書 ※ふるさと納税のワンストップ特例制度の適用を受けた方が、確定申告などをする場合はワンストップ特例制度が無効となります。必ず寄附金の領収書を持参してください。	
□扶養する配偶者・親族がいる場合	□扶養する配偶者・親族の収入が分かる書類 □扶養する配偶者・親族の個人番号(マイナンバー)確認書類	
□障害者控除の適用を受ける場合	□障害者控除の対象であることを証明する書類(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、福祉事務所長が発行する障害者控除対象者認定書 など)	

初めの数日間は申告会場が大変混雑するため、待ち時間が長くなる場合があります。

申告会場で番号札を渡しますので、指定された時間までに必ず来場してください。

※申告書類は、申告会場（申告当日のみ）、市役所、各支所、市立図書館にあります。なお、申告書の種類

によっては支所や図書館などに置いていないものもありますので、市民税務課に問い合わせてください。

日程表にある上限に達した場合は受け付けできません。

「事前予約はできません」

当日の状況について市民税務課や

申告会場への直接の連絡はご遠慮ください。

総合市民会館開場は8時40分です

開場時間にならないと入場できません。また、同会場で申告する方は、市民スポーツ広場（消防本部北側）へ駐車してください。会場敷地内の駐車場は使用できません。

【申告受け付け日程】					
と き		受付時間	受け付け番号札配布開始時間	受け付け会場	1日あたりの入場上限者数
2月	17(月)	9時～16時	8時40分から	総合市民会館	140
	18(火)			※総合市民会館の開場は、8時40分です。開場時間にならないと入場はできませんので、ご了承ください。	140
	19(水)			※2月22日(土)は休日ですが、申告を受け付けます。	140
	20(木)			※2月21日(金)は税の無料相談日です。中国税理士会から派遣された税理士に、無料で相談ができます(上限24人まで)。	140
	21(金)				市 140 税理士 24
	22(土)				140
	25(火)	13時30分～16時	13時から	コミュニティサロン玖波	50
	26(水)	9時～16時	8時30分から	※コミュニティサロン玖波の開場は受け付け番号札配布開始時間からとします。それまでは入場できません。ご了承ください。	140
3月	27(木)	9時～12時			—
	28(金)	10時30分～15時	10時から	マロンの里交流館	—
	3(月)	10時15分～12時	10時15分から	阿多田島漁協 ※阿多田地区の方のみ対象です。	—
		10時～12時	9時30分から	松ヶ原集会所	
	4(火)	9時～16時	8時30分から	市役所	140
	5(水)				140
	6(木)				140
	7(金)				140
	10(月)				140
	11(火)				140
	12(水)				140
	13(木)				140
	14(金)				140
	17(月)	9時～12時			—

※1日当たりの入場者数の制限を行います。上限に達した場合、受付時間内に来場されても申告を受け付けることができません。

※場所、日によって受付時間が異なりますので、間違えないようお願いいたします。

※早めに来場されても、受け付け番号札配布開始時間までは番号札の配布を行いません。会場の外でお待ちください。

医師会、歯科医師会、薬剤師会の先生方からの健康よろず話を、3回にわたって紹介します。今回は薬剤師会の井上善照さんに伺いました。

標準的な点眼方法

大竹市薬剤師会 井上 善照さん

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2141

点眼液は、目の表面に薬を届けるための液体です。「ドライアイ」「疲れ目」「花粉症」などで使用して、ご存じの方も多いかと思いますが、点眼液の標準的な使い方や注意点などを、簡単にお伝えします。

点眼は一滴で十分

①手を洗う…手をせっけんと流水でよく洗ってください。点眼の際、目や容器に手が触れてしまうことがあります。手には多くの雑菌が存在するため、これらの菌によって目や点眼液が汚染されることを防ぎます。

②点眼する…下まぶたを軽く下にひき、1滴（医師からの指示のある場合には指示された滴数）を確実に点眼します。この時に、容器の先が、まぶたやまつ毛、目に触れないように注意しましょう。点眼口が目に触れると容器内に涙液などが逆流して、容器内の点眼液が汚染される恐れがあります。

③拭き取る…点眼後はまばたきをせずにまぶたを閉じ、あふれた液を、清潔なガーゼやティッシュで軽く拭き取ってください。まばたきにより、涙液とともに点眼液が「涙のう」へ

排出されるため、まばたきはしないようにします。あふれ出た点眼液は接触性皮膚炎の原因になることもあるので、拭き取りましょう。

④まぶたを閉じて待つ…そのまましばらく（1〜5分程度）まぶたを閉じて「涙のう部（目頭のやや鼻より）」を指先で軽く押さえます。全身性の副作用の軽減や十分な治療効果の発揮が期待できます。手術後などは、傷口に触れることもあるため、「涙のう部」は抑えずに、まぶたを閉じるだけにしましょう。

※点眼液の1滴量は、約30〜50μL（マイクロリットル）です。「結膜のう」に保持できる液量は約30μL程度で通常7〜8μL程度の涙液が貯留しており、滴下された点眼液は約20μL程度しか保持されないため、点眼は1滴で十分です。

※μL（マイクロリットル）…1マイクロリットルは0.001ミリリットル）

点眼液をさす間隔

複数の点眼液を使用する際、間隔をあけずに点眼すると、先に使用した点眼液が後から使用した点眼液に洗い流されてしまう恐れがあるため、一般的に5分以上の間隔をあけて点眼することがすすめられています（種類によっては、10分以上の間隔をあけるものもあります）。

点眼液の保存方法

通常点眼液は室温保存（1〜30℃）で問題ありませんが、なるべく直射日光の当たらない涼しい場所に保存しましょう。別に、「冷所」「10℃以下で保存」などの指示のある場合は、冷蔵庫で保存して、凍結させないようにな注意が必要です。光に当たると分解しやすい成分が含まれる点眼液には、遮光用の袋がついているので、品質を守るために、キャップをしっかりしめて、袋に入れて保管しましょう。

点眼液の定められた使用期限は、未開封かつ正しい保管方法の使用期限内です。開封後は、取り扱い方により汚染の危険性があり、ほとんどの点眼液に開封後の使用期限は決められています。特に指示のない場合は、医療用のもので1カ月程度、市販のもので3カ月程度が目安となります。点眼の際には、点眼液の中に、浮遊物や濁りの有無を確認して、もし浮遊物や濁りが確認できた際には使用しないようにしましょう。

最後に、「点眼液はたくさん点眼すればよく効く気がする」と医師の指示や点眼液の説明書を守らずに、たくさん点眼される方がいますが、思わぬ副作用を引き起こすことがあるため、適切な量や回数を守って使用しましょう。

特定健診・後期高齢者健診・がん検診 2月28日(金)までに受診を

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2153

医療機関名	所在地	電話番号	一般・ 特定	胃がん 内視鏡	大腸 がん	肝炎	子宮頸 がん	乳 がん
山下ケアクリニック	新町 1-2-7	54-0852	●		●	●		
しまだファミリークリニック	油見 3-12-7	53-3022	●		●	●		
坪井クリニック	本町 1-1-18	52-8337	●	●	●	●		
シルククリニック	本町 1-5-6	52-3313	●		●	●	●	
大和橋医院	本町 2-9-4	52-3059	●		●	●		
本町医院	本町 2-15-17	52-4427	●		●	●		
村井内科クリニック	南栄 1-6-15	52-8138	●		●	●		
おおえ内科クリニック	晴海 1-4-13	35-5552	●	●	●	●		
阿多田診療所	阿多田 403-2	53-7061	●		●	●		
佐川内科医院	玖波 2-4-2	57-2233	●	●	●	●		
メーブルヒル病院	玖波 5-2-1	57-7451	●		●	●		
			受け付けは午前中のみ					
広島西医療センター ※	玖波 4-1-1	57-7151	●	●	●	●	●	●
			受け付けは午前中のみ					

※広島西医療センターでの「大腸がん検診」「肝炎ウイルス検診」は、市の特定・後期・一般健診と同時に実施する場合のみ受診可能となります。

今年度のけん診の受診券の有効期限が近づいています。早めにけん診を受けましょう。受診には、各受診券（昨年5月送付）が必要です。受診券を紛失した場合は、再発行できます。市健康相談電話（☎59 2 1 5

5）に連絡してください（土・日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分まで）。
申し込み
各医療機関へ直接申し込んでください。